

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成23年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成23年10月6日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成23年10月 6 日 木曜日
開 会 午前11時58分
散 会 午後 0 時 8 分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第11号議案 交通事故に関する和解等について
- 2 陳情平成20年第63号、同第112号、同第198号、同第201号、陳情平成21年第105号、同第123号、同第129号、同第130、同第137号、同第138号、同第141号、同第174号の2、同第191号、同第194号、陳情平成22年第15号、同第19号、同第35号、同第36号、同第47号、同第55号、同第56号、同第59号、同第146号、同第180号、同第181号、同第193号、陳情第1号、第19号、第24号、第38号の2、第50号、第54号、第62号、第78号、第109号、第110号、第115号の2、第116号、第118号、第127号、第128号、第129号、第134号、第135号、第136号、第151号及び第154号
- 3 農林水産業について（軽油取引税の課税免除措置の存続を求める意見書について）（追加議題）
- 4 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 玉 城 ノブ子 さん
副 委 員 長 瑞慶覧 功 君

委員	中川京貴君
委員	座喜味一幸君
委員	辻野ヒロ子さん
委員	具志孝助君
委員	仲宗根悟君
委員	当銘勝雄君
委員	渡久地修君
委員	前島明男君
委員	玉城満君
委員	玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

議案及び陳情等の質疑については、昨日すべて終結し、本日は採決を残すのみとなっております。

乙第11号議案交通事故に関する和解等について、陳情平成20年第63号外46県及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第11号議案交通事故に関する和解等についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」なしと呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情33件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産業についてに係る軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書についてを議題に追加することについて協議し、追加議題とすることに決した。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項、農林水産業についてに係る軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書については休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項、農林水産業についてに係る軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書についてを議題といたします。

軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書についてを議員提出議案として提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の内容、提案方法について協議し、提案者は本委員会の全委員とする、本委員会に所属しない民主党の議員、無所属の議員にも呼びかける、提案理由説明者は委員長とする、要請方法として文書送付をする、本意見書の趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任する旨決定された。)

○玉城ノブ子委員 再開いたします。

議員提出議案としての軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子